

大屋根リングの初期改修に係る基本設計及び維持管理計画策定業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

大屋根リングの初期改修に係る基本設計及び維持管理計画策定業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的

大阪府・大阪市（以下「府市」という。）では、大阪港に浮かぶ約 390ha の埋立地「夢洲」において、経済界とともに策定した「夢洲まちづくり構想」（平成 29（2017）年 8 月策定）及び「夢洲まちづくり基本方針」（令和元（2019）年 12 月策定）に基づき、都心部にはない海に囲まれた立地条件や広大な土地を最大限に活かすとともに、非日常感と圧倒的なみどりの空間の実現を図りながら国際観光拠点の形成に向けたまちづくりを進めている。

その中でも、夢洲第 2 期区域のまちづくりについては、夢洲第 2 期区域マスタープラン Ver. 3.0 において、「万博の理念を継承し、国際観光拠点形成を通じて未来社会を実現するまちづくり」をコンセプトとしており、大阪・関西万博の成果である「つながり・交流の拡大、深化」、「新たな価値観への気づき・共有」、「新たな取り組みとして生み出した技術・システムの実証」などを継承し、環境に配慮しながら多くの人に開かれた、音楽、アートやスポーツなどを題材とした取組、国内外の若者の夢や心身を育む取組、数多くの先進的技術に触れる取組を展開し、これらを日本・世界へ発信するエリアをめざしている。

このうち「記念公園ゾーン」約 2.9ha においては、これらの取り組みを展開する「場」として、府市が中心となって、記念公園の整備・大屋根リングの一部残置・記念館を整備することにより、最先端技術の発信、地方創生や産業振興に取り組むこととしている。

本事業は、これらの取組の一環として、大屋根リング北東部の約 200m 区間を残置し、準用工作物（物見塔）として人が登れる形での利活用を図るため、仮設建築物として整備された大屋根リングの利活用に向けた初期改修に係る基本設計を行うとともに、今後の維持管理計画を策定することを目的とするものである。

（２）業務内容

具体的内容については別紙 1「大屋根リングの初期改修に係る基本設計及び維持管理計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に示すとおり。ただし、本業務の目的の範囲内において、大屋根リングの利活用の向上に資する内容であり、委託先事業者の有するノウハウを最大限活用した合理的な提案があった場合は、契約時に仕様書を一部変更することがある。

（３）事業規模（契約上限額）

金 44,550,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（各年度の上限額）

令和 8 年度：32,450,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 9 年度：12,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業を実施する全ての経費を含む。

（４）契約期間

契約締結日から令和 9 年 10 月 29 日（金）

（５）履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

大屋根リングに関する資料（実施設計図、構造計算書、確認申請書の写しなど）に加え、別途契約により実施する大屋根リング現況調査業務委託に係る結果速報についても、業務遂行上必要に応じて受注者に貸与するものとする。なお、当該調査業務の委託期間は令和8年9月から令和9年2月までを予定しており、調査の進捗に応じて随時資料を提供する。受注者は、発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ、資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

再委託の取扱いについては仕様書による。なお、業務の主たる部分（企画立案、設計方針の決定、設計内容の総合的な取りまとめ、維持管理計画の基本方針策定、業務遂行管理等）は再委託することができない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。

(3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない

- こと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 平成 28 年度以降、同種の業務として、高さ 13m 超かつ延べ面積 7,500 ㎡以上で、次のア又はイのいずれかに該当する建築物の新築に係る基本設計又は実施設計を元請として履行した実績（履行中のものを除く。）を 1 件以上有していること。また、共同企業体として参加する場合は、代表構成員が当該履行実績を有すること。
- ア. 木造建築物
主要構造部の全てを木造としたもの。
- イ. 混構造の建築物
主要構造部において、床面積※1 ㎡当たり 0.05 ㎡以上の木材又は木質材料を使用した部分が、延べ面積※の概ね半分以上を占めるもの。（※屋根の場合は水平投影面積）
- (6) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (8) 参加申請時において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (9) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (10) 業務執行体制として、次に掲げる技術者をそれぞれ配置すること。（兼任を可とする。）

技術者	役 割	資 格
管理技術者（総括）	本業務の打合せに出席し、発注者との総合的な窓口となる技術者	一級建築士
主任技術者	本業務の打合せに出席し、実務に関して、本市の窓口となる技術者	一級建築士

※管理技術者（総括）及び主任技術者は、参加申請時において、応募者となる企業との間で少なくとも 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有していること。

※管理技術者（総括）は、(5) に定める同種実績に係る基本設計又は実施設計業務について、元請けの技術者として従事した実績を有すること。なお、共同企業体による実績の場合は、代表構成員に所属する技術者として従事した実績に限る。

- (11) 2 つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記（1）から（10）の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
- ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- ・ 公募開始

令和 8 年 8 月 12 日（水）

・ 質問受付締切	令和8年8月21日（金）
・ 質問に対する回答	令和8年8月25日（火）予定
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和8年9月2日（水）
・ 参加資格決定通知	令和8年9月4日（金）予定
・ 企画提案書の提出期限	令和8年9月30日（水）
・ プレゼンテーション審査	令和8年10月上旬頃
・ 選定結果通知	令和8年10月上旬頃
・ 契約締結・事業開始	令和8年10月中旬頃
・ 事業完了	令和9年10月29日（金）

6 応募手続き等に関する事項

（１）質問の受付

ア 受付期間

公募開始日から令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

別紙「質問書（様式1）」に記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、Eメールによる申込を可とするが、送付後は電話確認を行うこと。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：大屋根リングの初期改修に係る基本設計及び維持管理計画策定業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年8月25日（火）（予定）に大阪都市計画局ホームページにて行う。なお、質問事項に対する回答は、本募集要項及び仕様書の補完、追加及び修正事項とする。

（２）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

（ア）公募型プロポーザル参加申請書（単独法人等用）（様式2-1）

（イ）公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

（ウ）業務実績調書（様式6）

平成28年度以降、同種の業務として、高さ13m超かつ延べ面積7,500㎡以上で、次のア又はイのいずれかに該当する建築物の新築に係る基本設計又は実施設計を元請として履行した実績（履行中のものを除く。）を1件以上有していることがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写しを添付すること。また、「イ．混構造の建築物」の実績については、本要件への適合状況が確認できる資料として、木材又は木質材料を使用した部分を着色等により明示した一般図又は構造図を提出すること。

ア．木造建築物

主要構造部の全てを木造としたもの。

イ．混構造の建築物

主要構造部において、床面積※1㎡当たり0.05㎡以上の木材又は木質材料を使用した部分が、延べ面積※の概ね半分以上を占めるもの。（※屋根の場合は水平投影面積）

（エ）建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録通知書の写し又は登録事項証明書の写し。

（オ）業務実施体制（様式7-1）

- (カ) 管理技術者（総括）の業務経歴等（様式 7－2）
- (キ) 主任技術者の業務経歴等（様式 7－3）
- (ク) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（任意様式）
- (ケ) 使用印鑑届（様式 5）
- (コ) 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：原本】
- (サ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
- (シ) 直近 1 ヶ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（任意様式）
- (ス) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
- (セ) 直近 1 ヶ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
- (ソ) 守秘義務対象資料の開示に関する誓約書（様式 9）
- ※（シ）及び（ス）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
- ※（ケ）～（セ）は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式 2－1 に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（共同事業体用）（様式 2－2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式 3）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 4）
- (エ) 業務実績調書（様式 6）

平成 28 年度以降、同種の業務として、高さ 13m 超かつ延べ面積 7,500 ㎡以上で、次のア又はイのいずれかに該当する建築物の新築に係る基本設計又は実施設計を元請として履行した実績（履行中のものを除く。）を 1 件以上有していることがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写しを添付すること。また、「イ．混構造の建築物」の実績については、本要件への適合状況が確認できる資料として、木材又は木質材料を使用した部分を着色等により明示した一般図又は構造図を提出すること。

ア．木造建築物

主要構造部の全てを木造としたもの。

イ．混構造の建築物

主要構造部において、床面積※1 ㎡当たり 0.05 ㎡以上の木材又は木質材料を使用した部分が、延べ面積※の概ね半分以上を占めるもの。（※屋根の場合は水平投影面積）

- (オ) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録通知書の写し又は登録事項証明書の写し。
- (カ) 業務実施体制（様式 7－1）
- (キ) 管理技術者（総括）の業務経歴等（様式 7－2）
- (ク) 主任技術者の業務経歴等（様式 7－3）
- (ケ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（任意様式）
- (コ) 使用印鑑届（様式 5） ※代表構成員のみ
- (サ) 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
- (シ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】

(ス) 直近 1 ヶ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（任意様式）

(セ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】

(ソ) 直近 1 ヶ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

(タ) 共同事業体協定書（写し）

(チ) 守秘義務対象資料の開示に関する誓約書（様式 9）

※ (ウ) 及び (ケ)、(シ) ～ (ソ) は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※ (ス) 及び (セ) は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※ (シ) ～ (ソ) は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式 3 に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 5 時まで（必着）

ウ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和 8 年 9 月 4 日（金）（予定）、様式 2-1 又は様式 2-2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

オ 守秘義務対象資料の貸与

参加資格審査結果の通知の際に、参加資格要件を満たす応募者に対して、提案を行うにあたり必要な守秘義務対象資料を貸与する。

・ 守秘義務対象資料（貸与資料）

- ① 記念公園ゾーン敷地図（電子データ：DWG 形式、PDF 形式）
- ② 大屋根リング一般図（平面図、断面図）（電子データ：DWG 形式、PDF 形式）
- ③ 大屋根リング建築工事（意匠図、構造図）実施設計図（電子データ：PDF 形式）
- ④ 大屋根リング構造計算概要書（電子データ：PDF 形式）

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（単独法人等用）（様式 8-1）又は企画提案書（共同事業体用）（様式 8-2）

(イ) 提案書

- ・ 様式は任意とし、A4 判両面とし、図等の使用も可とする。
- ・ 総ページ数（表紙や目次を含まない）は 10 ページ以内とすること。
- ・ 必須記載項目は以下のとおりとする。
 - ① 大屋根リングの耐久性向上改修基本設計の方針について
 - ② 大屋根リングの構造補強に関する考え方について
 - ③ 大屋根リングの防耐火・避難等に関する考え方について
 - ④ 大屋根リングの維持管理計画の方針について
 - ⑤ 業務実施計画（業務全体スケジュール）について
- ・ 用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。

(ウ) 業務実績調書（任意様式）※実績がない場合は提出不要

・参加者が共同事業体の場合、構成員となるすべての事業者について提出すること。

(エ) 経費内訳書及び積算根拠（任意様式）

イ 提出部数

正本：1 部（記名・代表者印を押印したもの）

副本：11 部及び PDF データを記録した DVD 等 1 枚

※提出資料（ア）から（エ）を順番に並べ、通しページ番号を付け、1 部ごとにクリップ止めをすること。

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

※DVD 等の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

ウ 提出期限

（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

選定については、選定会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が優先交渉権者を決定する。

選定会議では、プレゼンテーション審査を行う。なお、選定会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

また、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日（予定）

令和 8 年 10 月上旬頃

イ 実施場所（予定）

大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 33 階

大阪都市計画局 会議室 ※大阪市内の他の会場もしくはオンラインに変更の可能性がある。

ウ 内容・方法等

・6（3）アの提出資料を使用し、企画提案について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

・1 者あたり 30 分程度（うち説明 15 分以内、質疑応答 15 分程度）とする。

※企画提案者数により、説明時間等を変更する場合もある。

・参加者は 1 者あたり 4 名以内とする。なお、共同事業体の場合も同様とする。

・プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

・プレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細については、別途通知する。

(2) 選定基準・方法

評価項目		評価内容	配点
A 業務実施体制	実施体制	- 本業務を実施するにあたり、必要かつ十分な人員配置となっているか。 - 本業務を実施するにあたり、十分な実務経験年数を有する管理技術者が配置されているか。	15 点
	業務実績	管理技術者がこれまでに同種・同規模施設に従事した実績を有しているか（実績件数・本業務との類似性）。	15 点
B 業務実施計画		本業務全体の実施方針や実施手順（スケジュール）に妥当性、実現可能性はあるか。	10 点
C 技術提案	大屋根リングの耐久性向上改修基本設計の方針の提案	- 大屋根リングに使用されている部材の特性、劣化状況及び耐久性に関する課題把握に的確性があるか。 - 点検、補修及び更新の容易性を考慮した実効性のある耐久性向上改修の方針が具体的に示されているか。 - 合理的かつ実現可能な提案となっているか。	15 点
	大屋根リングの構造補強に関する考え方の提案	- 大屋根リングの構造特性、保存状態及び立地環境等による影響等の課題把握に的確性があるか。 - 建築的価値や意匠性との調和に配慮した実効性のある構造補強の考え方が具体的に示されているか。 - 合理的かつ実現可能な提案となっているか。	15 点
	大屋根リングの防耐火・避難安全等に関する考え方についての提案	- 人が登れる形で利活用するにあたり、防耐火性能・火災リスク等の課題把握に的確性があるか。 - 建築的価値や意匠性との調和に配慮した適切な避難計画・安全対策の考え方が具体的に示されているか。 - 合理的かつ実現可能な提案となっているか。	15 点
	大屋根リングの維持管理計画の方針の提案	- ライフサイクルコストの比較検討に資する複数の維持管理手法・モニタリング手法が把握できているか。 - 点検、補修、更新及びモニタリングを含む実効性のある維持管理計画の方針が具体的に示されているか。 - 合理的かつ実現可能な提案となっているか。	15 点
合計（委員 1 名あたり）			100 点

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、学識経験を有する外部の者で構成される選定会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が 2 人以上（同点）の場合

- ・「C 技術提案」の項目の合計得点が高い者を優先交渉権者とする。
- ・前号における項目の合計得点と同じ場合は、「B 業務実施計画」の項目の得点が高い者を優先交渉権者とする。

ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、一委員でも評価点が 100 点満点中 60 点未満もしくは 1 項目でも 0 点があった場合には、優先交渉権者として選定しない場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合。
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 見積書に記載の額が、2（3）の契約上限額を超えているもの。

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、全ての参加者に対し、令和8年10月上旬頃（予定）に様式2－1又は様式2－2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、大阪都市計画局ホームページに掲載する。

8 その他

（１）提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書類は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」及び「大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書類は、審査・事業者選定の用以外に提案者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例及び大阪府情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合は、この限りではない。
- カ 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ク 優先交渉権者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、100点満点中60点未満もしくは1項目でも0点があった者を除く場合がある。

9 提出先、問合せ先

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。

担当：大阪都市計画局 拠点開発室 広域拠点開発課 ベイエリアグループ

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎33階

電話：06-6210-9328

FAX：06-6210-9071

メール：kouikikyoten@gbox.pref.osaka.lg.jp